



彼岸花

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

9月の税務と労務

- 国税 / 8月分源泉所得税の納付 9月11日
- 国税 / 7月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月2日
- 国税 / 1月決算法人の中間申告 10月2日
- 国税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月2日



9月

(長月) September

18日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

相続税の物納制度

相続税を金銭で納められない場合に、土地や株式等で納めることができる制度。ただし、抵当権が設定されている不動産や境界が不明確な土地等、その処分が困難等の理由から物納が認められない財産があります。平成18年度税制改正では、従来、明確でなかった物納不適格財産を明確化する等の見直しが行われています。

ワンポイント

消費者

契約法の

基礎知識



個人消費者と事業者が契約を結ぶ場合、両者の間には情報、知識、交渉力において圧倒的な格差があるのが普通です。しかし民法は、対等な当事者間における契約の成立を前提としているため、民法の

規定によつて消費者契約に関するトラブルを解決することは困難でした。また、民法の規定の多くは強行規定ではなく任意規定であるため、契約時の特約によつて排除することが可能でした。

どのような場合に契約を取り消せるか

【誤認型】

1 不実告知

……………(法四条一項一号)

事業者が契約の重要事項について客観的事実と異なることを告げ、消費者がそのことを事実であると誤認して契約に至つた場合、消費者はその契約を取り消すことができます。

ここでいう重要事項とは、物品・権利・役務その他の消費者契約の目的となるものの質・用途・その他の内容、物品・権利・役務その他の消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件、の二つに限定されています。

事故車ではないといわれて買った自動車が事故車だったという場合には、目的物についての「重要事項」となるので、取消しができます。

消費者契約法(以下、法)は、消費者が取り消すことができる契約、無効な条項を定め、それにより消費者を保護するという目的のもとに、平成十三年四月より施行されています。

また、この「不実告知」は事業者の故意は要件とされていませんので、事故車であつたことについてたとえ事業者が知らなかつたとしても、取消しが可能です。

……………(法四条一項二号)

2 断定的事実の提供

……………(法四条一項二号)

事業者が消費者契約の目的となるもので将来における変動が不確実な事項について断定的判断の提供がなされ、消費者が提供された断定的判断が確実であると誤認して契約に至つた場合、消費者はその契約を取り消すことができます。

断定的判断とは必ずこうなると決めつけることで、「今買ってあげれば必ず儲かる」とか「絶対損をすることはありません」、「一年後には必ず円になります」などといった表

現がそれに当たります。

3 不利益事実の不告知

……………(法四条二項)

事業者が契約の重要事項について、消費者の利益となることを告げ、不利益となる事実について故意に告げなかつたことにより、消費者がその不利益となる事実が存在しないと誤認して契約に至つた場合、消費者はその契約を取り消すことができます。

ただし、この場合、事業者側の故意が要件とされていますので、事業者が故意に告げなかつたということを立証することは実はとても難しいものです。

【困惑型】

4 不返去

……………(法四条三項一号)

事業者に対し、消費者がその住居またはその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を表示したにもかかわらず退去しなかつたことにより、消費者が困惑し契約に至つた場合、消費者はその契約を取り消す

ことができます。

「帰ってください」と言ったのでなく、「時間がありませんので」「いま取り込み中です」「これから出かれます」というような、時間的余裕がない旨を告知した場合や、「要らない」「結構です」「お断りします」などと契約を締結しない旨を明確に告知した場合も、退去すべき意思を表示したことになります。

しかし、ただ帰ってほしいと思っただけでは退去すべき意思を表示したことはありません。また、言葉ではなく身振り手振りも意思表示に含まれます。

5 監禁

（法四条二項二号）

事業者が契約の勧誘をしている場所から消費者が退去する旨の意思を表示したにもかかわらず、消費者を退去させないことにより、消費者が困惑した契約に至った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。

この場合、ただ帰りたいと思っただけでは不十分です。なんらかの意思を表示することが要件

とされています。

この意思表示には、不退去の場合と同様、退去する旨の意思表示には、直接的な「帰らせてほしい」という言葉だけでなく、時間的余裕がない

契約のどのような条項が無効とされるか

1 事業者の債務不履行により消費者が生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

（法八条一項一号）

事業者は契約により、消費者の権利を制限したり、消費者に負担を課すことを定めている場合がありますが、「事業者の責めに帰すべき事由があっても一切責任を負わない」などと、賠償責任の全部を免除する条項は無効とされます。

2 事業者の故意または重大な過失による債務不履行により消費者が生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

（法八条一項二号）

単なる「過失」（不注意）で債務不履行に陥った場合は、責任の一部を免除する条項は無効とはなりません。

旨を告知した場合や、契約を締結しない旨を明確に告知した場合、帰ろうとして席を立ったというような身振り手振りも含まれます。

せん。

3 事業者の不法行為により消費者が生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

（法八条一項三号）

一部を免除する条項は当然に無効とはなりません。

4 有償契約である消費者契約の目的物の隠れたる瑕疵により消費者が生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

（法八条一項五号）

契約の目的物に隠れたる瑕疵（キズ・欠陥など）があった場合、その瑕疵によって消費者が生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項は無効となります。

5 消費者が消費者契約の解除にともない支払う損害賠償の額・違約金を予定する条項であって、事業者の平均的損害額を超える部分

（法九条一号）

契約を解除する際のキャンセル料が、解除に伴い事業者が生じる平均的な額を超えて不当に高い金額の取り決めになっている場合、その条項は無効となります。

しかし、そのキャンセル料すべてが無効になるわけではなく、平均額を超える部分についてのみ無効となります。

6 消費者の履行遅滞の場合の損害金・違約金を予定する条項であって、年一四・六%の割合を超える部分

（法九条二号）

以上の主な条項の他、民法等の任意規定による場合よりも、消費者の権利を制限し、あるいは消費者の義務を重くする条項であって、消費者の利益を一方的に害し、民法の信義誠実の原則に反するものは無効となります。

企業等OB人材マッチング

電車の車内広告で、“企業等OB人材マッチング”を見かけた方がいるかと思います。

これは、中高年の雇用政策ではありません。

経営戦略の見直しや新事業展開、海外進出、IT活用、生産効率化、品質管理等の経営課題を抱えている中小・ベンチャー企業に、経営上のアドバイスをしようとする中小企業施策なのです。これらの経営課題に対応していくには中小企業には、人的経営資源が必ずしも揃っているとはいえません。こうした中小企業に対して経営上のアドバイスをしていく方々が大企業や中堅企業、公的研究機関等での豊富な実務経験やノウハウをもっている企業等のOBの方々なのです。

最近では、新聞、テレビ等のマスコミによって、豊富な知識と経験をもつ企業等のOB人材が外部人材として中小企業をサポートしている姿、それも実に様々な業種・分野で活躍している姿が数多く報道されています。こ

うしたOB人材に対する社会的関心の高まりを背景として、平成15年度の経済産業省の重点施策の一つとして「企業等OB人材活用推進事業」が打ち出されました。

日本商工会議所では、同年4月から、各地商工会議所及び中小企業基盤整備機構（中小機構）と連携して本事業への取り組みをスタートさせ、地域における企業等OB人材の発掘、中小企業とOB人材とのマッチングを促進させるための諸事業に取り組んでいます。

このため、全国各都道府県庁所在地の商工会議所（もしくは幹事商工会議所）に、各地域での事業推進機関として「企業等OB人材マッチング地域協議会」を設置して、企業等OB人材の情報を収集・公開するとともに、中小企業からの相談を受け付けています。

一方、日本商工会議所に設置した全国協議会では、事業に関する全国的な普及啓発活動や地域協議会など関係組織との連携調整活動を通じて、事業の全般的な推進を図っています。

アメリカの会社登記制度

アメリカには日本のような登記制度は存在しませんし、会社法のどこにも会社登記のことは書かれていませんが、会社設立の際の設立届けの制度はあります。これは、各州の会社法によって定められています。

アメリカでは、会社設立の際、州当局に対する設立届けが必要とされます。これは設立時の一回限りのもので、その後の登録事項の変更、たとえば、目的、本店、代理人などが変更されたからといって、これらの変更を記録するものではありません。

したがって連続の記録（日時の経過に伴い、会社の商号、本店所在地の変更、会社の合併、解散をしても届出は元のまま）がないので、登録事項が現状の記録を表しているわけではありません。この点が日本の会社登記とは異なります。

その一方、アメリカでは、上場（公開）会社は、その存在が明確化されており、上場自体が登記に似た役割を果たしています。

契約社員の中途解約 （解雇と自己都合退職）

契約社員の有期雇用契約を中途で解約することはできません。原則として、使用者は解雇、労働者は自己都合退職をすることができません。「やむを得ない事由がある場合」は解約することができますが、労働者、使用者どちらかに過失があるときは損害賠償責任が生じることもあります。使用者からの解雇には、少なくとも

とも三〇日前の予告（又は、解雇予告手当の支払）が必要です。やむを得ない事由による解雇でも、損害賠償として、残存契約期間の賃金相当額を支払わなければならないこともあります。平成十六年一月以降は、一年を超える労働契約期間で契約した労働者は、当分の間、労働契約期間の初日から一年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職（中途解約）することができます。